（様式５）　　最終更新日：令和4年10月31日

一般社団法人全日本視覚障害者ボウリング協会
スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明

※当協会の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。https://www.bbcj.org/

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
1	［原則1］組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	（1）組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	審査基準(1) (2) (3)⇒これまでは国際統括団体がIBSAであった。World BowlingがIPCの公認団体となったため，世界選手権等の国際大会の動向の見通しが立っていない。普及や選手発掘をするためのマンパワーの確保が不十分である。健常者の競技団体の傘下に入るのか，現状のまま協会運営するのか考えていく必要がある。このような状況から中長期計画が立てずにいるが，2025年3月までに中長期基本計画を策定し，公表する。	
2	［原則1］組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	（2）組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	審査基準(1) (2)(3)⇒これまでは国際統括団体がIBSAであった。World BowlingがIPCの公認団体となったため，世界選手権等の国際大会の動向の見通しが立っていない。普及や選手発掘をするためのマンパワーの確保が不十分である。人材の採用をするための財政基盤が不十分である。健常者の競技団体の傘下に入るのか，現状のまま協会運営するのか考えていく必要がある。このような中，人材採用・育成に関する計画策定に着手できていないが，2025年3月までに検討する。	
3	［原則1］組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	（3）財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	審査基準(1)⇒予算案を毎年作成しているが，中長期の予算案は作成できていない。これまでは国際統括団体がIBSAであったが，World BowlingがIPCの公認団体となるといった国際的な変動があり，世界選手権等の国際大会の見通しが立たず，中長期計画の作成ができずにいる。それに連動し複数年の予算案が作成できていない。2025年3月までに中長期計画と合わせ，複数年度の予算案を作成していく。 審査基準(2)⇒協会HPに単年度の予算案を公開しているが，2025年3月までに中長期の予算案を公開する。 審査基準(3)⇒単年度の予算案は理事会で検討し，作成しているが，中長期の予算案についても同様に検討し，作成する。	2020年度収支予算案 一般社団法人全日本視覚障害者ボウリング協会　2020年度第１回理事会（文書）議事録
	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべき	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合（25%以	審査基準(1)⇒現段階での外部理事は理事６名中３名（50%）である。2023年3月までに外部理事の割合を決定し，それにあわせて外部理事を選任する。 審査基準(2)⇒現段階での女性理事は２名（33%）であるので，2023年3月までに割合を決定し，それにあわせて女性理事を選任する。	一般社団法人全日本視覚障害者ボウリング協会役員等（名簿） 一般社団法人　全日本視覚障

（様式５）　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査　自己説明・公表書式

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
4	である。	上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること		害者ボウリング協会　理事・監事　再任回数・在任年数
5	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的方策を講じること	審査基準(1)(2)⇒当協会では評議員会を設定していないため，本審査項目は適用されない。	
6	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（1）組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	審査基準(1)⇒2020年度にアスリート委員会を設置した。2021年4月より最低１年に１回委員会を開催する。 審査基準(2)⇒障害の程度によるクラス別に委員を選任し，女性を含めている。 審査基準(3)⇒アスリート委員会規程第３条に書かれている通り，アスリート委員会にて協議された内容は理事会に具申され，またアスリート委員会は理事会からの諮問に応じることとしている。	一般社団法人全日本視覚障害者ボウリング協会役員等（名簿） 一般社団法人全日本視覚障害者ボウリング協会　アスリート委員会規程
7	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべき	（2）理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	審査基準(1)⇒健常者の競技団体より１名，障害によるクラス分けに詳しい医師１名，障がい者スポーツコーチ１名，障害当事者２名，障害者スポーツを専門とする大学教員１名を理事とし，知識・経験・能力を備えた理事をバランス良く配置している。会員数（約80名）と事業規模を考えると，理事会の規模は現状では適正であると考える。今後，中長期計画を策定する中で委員会等の増加に合わせて必要な人	一般社団法人全日本視覚障害者ボウリング協会役員等（名簿）

（様式５）　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査　自己説明・公表書式

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
	である。		材を追加する予定である。	

（様式５）　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査　自己説明・公表書式

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
8	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（3）役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	審査基準(1)⇒2023年3月までに役員選任に関する規定を作成し，2023年4月より実施する。	
9	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（3）役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないよう再任回数の上限を設けること	審査基準(1)⇒2023年3月までに役員選任に関する規定を作成し，2023年4月より実施する。 現段階では，在任年数10年を超えている理事はいない。	一般社団法人全日本視覚障害者ボウリング協会役員等（名簿） 一般社団法人　全日本視覚障害者ボウリング協会　理事・監事　再任回数・在任年数
			【激変緩和措置（または例外措置）が適用される場合に記入】	
10	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（4）独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	審査基準(1)⇒2023年3月までに役員候補者選考委員会に関する規程を作成し，2023年4月より実施する。	
11	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（1）NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	審査基準(1)⇒倫理規定を作成している。	一般社団法人全日本視覚障害者ボウリング協会　倫理規程 一般社団法人　全日本視覚障害者ボウリング協会　理事・監事　再任回数・在任年数

（様式５）　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査　自己説明・公表書式

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
12	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	審査基準(1)⇒2025年3月までに順次，規程を整備していく。監事監査規程および各種委員会の運営等に関する規程から着手していく。	一般社団法人全日本視覚障害者ボウリング協会入退会規程 一般社団法人全日本視覚障害者ボウリング協会会費規程 一般社団法人全日本視覚障害者ボウリング協会協会事務分掌規程 一般社団法人全日本視覚障害者ボウリング協会定款 一般社団法人全日本視覚障害者ボウリング協会理事会運営規則 一般社団法人全日本視覚障害者ボウリング協会強化委員会規程
13	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	審査基準(1)⇒2025年3月までに，順次，規程を整備していく。まずは個人情報保護に関するプライバシーポリシーを作成した。次は反社会的勢力対応規程を整備する。	一般社団法人全日本視覚障害者ボウリング協会プライバシーポリシー
14	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	審査基準(1)⇒2025年3月までに，順次，規程を整備していく。まずは役員等の報酬に関する規程を整備していく。	
15	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	審査基準(1)⇒2025年3月までに，順次，規程を整備していく。寄附の受入れに関する規程を整備する。	
	［原則3］組織運営等に必要な規程	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること	審査基準(1)⇒2025年3月までに，順次，規程を整備していく。スポンサーシップに関する規程から着手する。	

（様式５）　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査　自己説明・公表書式

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
16	を整備すべきである。	⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか		

（様式５）　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査　自己説明・公表書式

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
17	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（3）代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	審査基準(1)⇒強化指定選手制度を明文化し，国際大会に派遣する選手の選考規程を大会ごとに作成している。 審査基準(2)⇒入退会規程に基づき，会員登録をし会費を納入することで選手の権利を保護している。 審査基準(3)⇒選考委員会において作成している。	一般社団法人全日本視覚障害者ボウリング協会入退会規程 一般社団法人全日本視覚障害者ボウリング協会強化指定選手制度 一般社団法人全日本視覚障害者ボウリング協会国際大会派遣選手選考規程
18	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（4）審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること	審査基準(1)⇒公益財団法人全日本ボウリング協会傘下の各都道府県連盟に審判員資格のある人材の派遣を依頼している。	第18回全日本視覚障害者ボウリング選手権大会 主管・運営協力について（依頼） 大会主管・運営協力　承諾書
19	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（5）相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確保するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確保すること	審査基準(1)⇒2021年10月より弁護士と法律顧問契約を結び相談・問い合わせできる体制を確保できた。 審査基準(2)⇒現状では，役員に法的知識が不足しているため，2021年度から年１回は組織運営やリスク管理の研修会を実施していく予定である。	法律顧問契約書
20	［原則4］コンプライアンス委員会を設置すべきである。	（1）コンプライアンス委員会を設置し運営すること	審査基準(1)⇒委員会は設置されている。2021年4月から少なくとも年１回以上は定期的に委員会を開催していく。 審査基準(2)⇒2022年3月に規定を整備した。 審査基準(3)⇒2022年3月に女性委員を配置した。	一般社団法人全日本視覚障害者ボウリング協会役員等（名簿） 一般社団法人全日本視覚障害者ボウリング協会組織図 一般社団法人全日本視覚障害

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
				者ボウリング協会倫理・コンプライアンス委員会規程
21	［原則4］コンプライアンス委員会を設置すべきである。	（2）コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	審査基準(1)⇒2022年3月に弁護士を委員とした。	一般社団法人全日本視覚障害者ボウリング協会役員等（名簿）
22	［原則5］コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	（1）NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	審査基準(1)⇒2022年3月までに役職員向けのコンプライアンス教育研修会を実施した。以降，年１回以上は継続して実施していく。	
23	［原則5］コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	（2）選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	審査基準(1)⇒2022年3月までに選手・指導者向けのコンプライアンス教育研修会を開催した。以降は，少なくとも年１回以上は研修会を継続実施していく。	
24	［原則5］コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	（3）審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	審査基準(1)⇒公益財団法人全日本ボウリング協会傘下の各都道府県連盟に審判員資格のある人材の派遣を依頼しており，当協会所属の審判員はいないため，実施していない。	

（様式５）　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査　自己説明・公表書式

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
25	［原則6］法務、会計等の体制を構築すべきである	（1）法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	審査基準(1)(2)⇒税務，会計上のサポートは日常的に受けられるようになっている。法律の専門家についても2021年10月よりサポートを受けている。	業務委託契約書

（様式５）　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査　自己説明・公表書式

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
26	［原則6］法務、会計等の体制を構築すべきである	（2）財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	審査基準(1)⇒経費使用及び財産管理に関する規程等の整備は、2025年3月までに完了する。 審査基準(2)⇒適性のある監事として公認会計士を設置している。 審査基準(3)⇒各事業年度ごとに監査報告書を作成している。	一般社団法人全日本視覚障害者ボウリング協会役員等（名簿） 監査報告書
27	［原則6］法務、会計等の体制を構築すべきである	（3）国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	審査基準(1)⇒助成金についてはJPCやJSCの指示に従ってはいる。しかしながら，規程等の整備はなされていないので，2025年3月までに財務会計方針，手続き等の運用規程を順次定める。	JSCスポーツ振興基金助成金交付要綱 JPC補助金交付要綱（JPC事務の手引き）
28	［原則7］適切な情報開示を行うべきである。	（1）財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	審査基準(1)⇒予算・決算書類等を協会ホームページにて公開している。	収支予算案 財務諸表
29	［原則7］適切な情報開示を行うべきである。	（2）法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	審査基準(1)⇒国際大会派遣のための選手選考基準を作成し，協会ホームページにて公開している。	一般社団法人全日本視覚障害者ボウリング協会国際大会派遣選手選考規程
30	［原則7］適切な情報開示を行うべきである。	（2）法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	審査基準(1)⇒ガバナンスコードの遵守状況に関する自己説明文を作成し，協会ホームページにて公開する。以後，毎年更新し，公開する。	
31	［原則8］利益相反を適切に管理すべきである	（1）役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	審査基準(1)⇒利益相反については，理事会において確認の上決議をしている。 審査基準(2)⇒利益相反ポリシーに基づく規程を，2025年3月までに作成していく。	一般社団法人全日本視覚障害者ボウリング協会　理事会議事録

（様式５）　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査　自己説明・公表書式

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
32	［原則8］利益相反を適切に管理すべきである	（2）利益相反ポリシーを作成すること	審査基準(1)⇒2025年3月までに利益相反ポリシーを作成していく。	
33	［原則9］通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	審査基準(1)⇒通報窓口については、協会ホームページを通じて窓口を周知する。「一般社団法人全日本視覚障害者ボウリング協会内部通報制度に関する規程」第3条でその旨定めている。 審査基準 (2)⇒通報制度に関する規程を作成し、「一般社団法人全日本視覚障害者ボウリング協会内部通報制度に関する規程」第11条で守秘義務を設けた。 審査基準 (3)⇒通報制度に関する規程を作成し、「一般社団法人全日本視覚障害者ボウリング協会内部通報制度に関する規程」第11条で情報の管理も義務付けた。 審査基準(4)⇒通報制度に関する規程を作成し、「一般社団法人全日本視覚障害者ボウリング協会内部通報制度に関する規程」第10条で通報者の保護の規定を設けた。 審査基準(5)⇒役職員に対して通報制度に関する研修等を実施していく予定である。	一般社団法人全日本視覚障害者ボウリング協会内部通報制度に関する規程
34	［原則9］通報制度を構築すべきである	（2）　通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	審査基準(1)⇒「一般社団法人全日本視覚障害者ボウリング協会内部通報制度に関する規程」第7条により、通報制度の運用は弁護士に対応を依頼する。	一般社団法人全日本視覚障害者ボウリング協会内部通報制度に関する規程
35	［原則10］ 懲罰制度を構築すべきである	（1）懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの手続を定め、周知すること	審査基準(1)⇒「一般社団法人全日本視覚障害者ボウリング協会懲戒規程」において、禁止行為（第2条）、処分対象者（第3条）、処分の内容（第3条）及び処分に至るまでの手続の規程等（第5条以下）を定め、協会ホームページに公開済。 審査基準 (2)⇒「一般社団法人全日本視覚障害者ボウリング協会懲戒規程」を協会ホームページに公開済。 審査基準 (3)⇒「一般社団法人全日本視覚障害者ボウリング協会懲戒規程」の第6条で処分対象者に対し聴聞の機会を設けることを規定し、協会ホームページに公開済。 審査基準(4)⇒「一般社団法人全日本視覚障害者ボウリング協会懲戒規程」の第7条で通知に関する規定	一般社団法人全日本視覚障害者ボウリング協会懲戒規程 一般社団法人全日本視覚障害者ボウリング協会内部通報制度に関する規程 一般社団法人全日本視覚障害

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
			を設け、協会ホームページに公開済。	者ボウリング協会倫理・コンプライアンス委員会規程
36	［原則10］ 懲罰制度を構築すべきである	（2） 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	審査基準(1)⇒処分審査を行う倫理・コンプライアンス委員会については、中立な立場の弁護士１名，女性理事１名，監事１名で構成する。	一般社団法人全日本視覚障害者ボウリング協会懲戒規程 一般社団法人全日本視覚障害者ボウリング協会倫理・コンプライアンス委員会規程 一般社団法人全日本視覚障害者ボウリング協会倫理・コンプライアンス委員会名簿

（様式５）　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査　自己説明・公表書式

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
37	［原則11］選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	（1）NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	審査基準(1)⇒一般社団法人全日本視覚障害者ボウリング協会懲戒規程第9条で自動応諾条項を定めている。 審査基準(2)⇒一般社団法人全日本視覚障害者ボウリング協会懲戒規程第9条で対象を「決定」と定め、対象に特段の限定をかけていない。 審査基準(3)⇒特段の期間制限は設けていない。	一般社団法人全日本視覚障害者ボウリング協会懲戒規程
38	［原則11］選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	（2）スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	審査基準(1)⇒一般社団法人全日本視覚障害者ボウリング協会懲戒規程の第7条で通知に関する規定を設けている。	一般社団法人全日本視覚障害者ボウリング協会懲戒規程
39	［原則12］危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	（1）有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	審査基準(1)(2)(3)(4)⇒2025年3月までに，危機管理マニュアルを作成する。	
40	［原則12］危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	（2）不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	審査基準(1)⇒過去４年以内に不祥事は発生していない。	
	［原則12］危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	（3）危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する	審査基準(1)⇒過去４年以内に不祥事は発生していない。	

（様式５）　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査　自己説明・公表書式

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
41		外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施		
42	［原則13］地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	（1）加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	審査基準(1)(2)(3)⇒2025年3月までに地方組織との権限関係を定める規程を作成する。加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にしていく。地方組織に対する指導，助言および支援を実施するための方針策定も行っていく。	
43	［原則13］地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	（2）地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	審査基準(1)⇒2025年3月までに地方組織との権限関係を定める規程を作成し，地方組織に対し支援を行っていく予定である。	